

Q14

**仕事中にケガをしました。
治療費は自分で支払わなければなりませんか？**

労働者が**仕事や通勤が原因で病気になったりケガをした場合、その治療費などが補償される制度として労災保険**があります。労災保険は、他の保険とは違い、会社が保険料を全額支払います。

労災(労働災害)と認められるには、**仕事とケガ等との間に関係性(業務起因性)**が必要です。つまり、終業後、遊びに行ったときにケガをするなど、私的な行動でケガをした場合は、労災とは認められません。また、通勤中の災害については、いつもと違う経路を使っていたときは、通勤災害と認められない場合があります



【action】

仕事や通勤が原因で病気になったりケガをしたら、会社へ連絡して、労災申請の手続きを行ってもらいましょう。

申請は会社の場所を担当する労働基準監督署に書類を提出して行われますが、病気になったいきさつ、ケガをしたときの場所、時間、状況などを詳しく記入する必要があります。できる限りそのときの状況を記録しておくようにしましょう。

..... 最後の確認！

- ☐ 仕事中や通勤中にケガ等をした
- ☐ ケガ等をしたときの状況を覚えている（周りで見っていた人がいる）
- ☐ 会社に労災申請の手続きを確認した